

社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 概要

【目的】

(定款第1条)

本会は、広島県における社会福祉事業その他の福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

【沿革】

発起人会	昭和26年7月15日
設立総会	昭和26年7月19日
厚生大臣認可	昭和27年1月17日
登記完了	昭和27年2月6日

【歴代会長】

初代(昭和26年～昭和31年)	小谷 伝一 (広島県社会事業協会会長)
2代(昭和31年～昭和33年)	田中 正雄 (六方学園長)
3代(昭和33年～昭和47年)	向井 佐歳 (広島県民生委員連盟代表)
4代(昭和47年～昭和62年)	安田 巖 (安田女子大学長)
5代(昭和62年～平成6年)	山本 朗 (中国新聞社代表取締役社長)
6代(平成6年～平成20年)	竹下 虎之助 (前広島県知事)
7代(平成20年～現在)	山下 三郎 (前廿日市市長)

【法律上の位置づけ】

「都道府県社会福祉協議会」(社会福祉法 第百十条)

都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業をおこなうことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 市町村社会福祉協議会事業に掲げる事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

「地域福祉の推進」(社会福祉法 第四条)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

【定款に規定の事業】

第2条（事業）

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査，研究，普及，宣伝，連絡，調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を営業者への支援に関する事業
- (5) (1)から(3)までに掲げるもののほか，社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るため必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言
- (8) 市町社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 保健医療，教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (10) 共同募金事業への協力
- (11) 広島県社会福祉人材育成センターの業務の実施
- (12) 福祉サービス利用援助事業
- (13) 福祉サービス第三者評価事業推進組織の業務の実施
- (14) 生活福祉資金貸付事業
- (15) 民生委員・児童委員等社会奉仕者の連絡及び育成
- (16) ボランティア活動の振興
- (17) 中国帰国者支援・交流センターの受託運営
- (18) 広島県聴覚障害者センターの受託運営
- (19) ふれあい基金運営事業
- (20) 広島県単独資金貸付事業
- (21) その他この法人の目的達成のため必要な事業

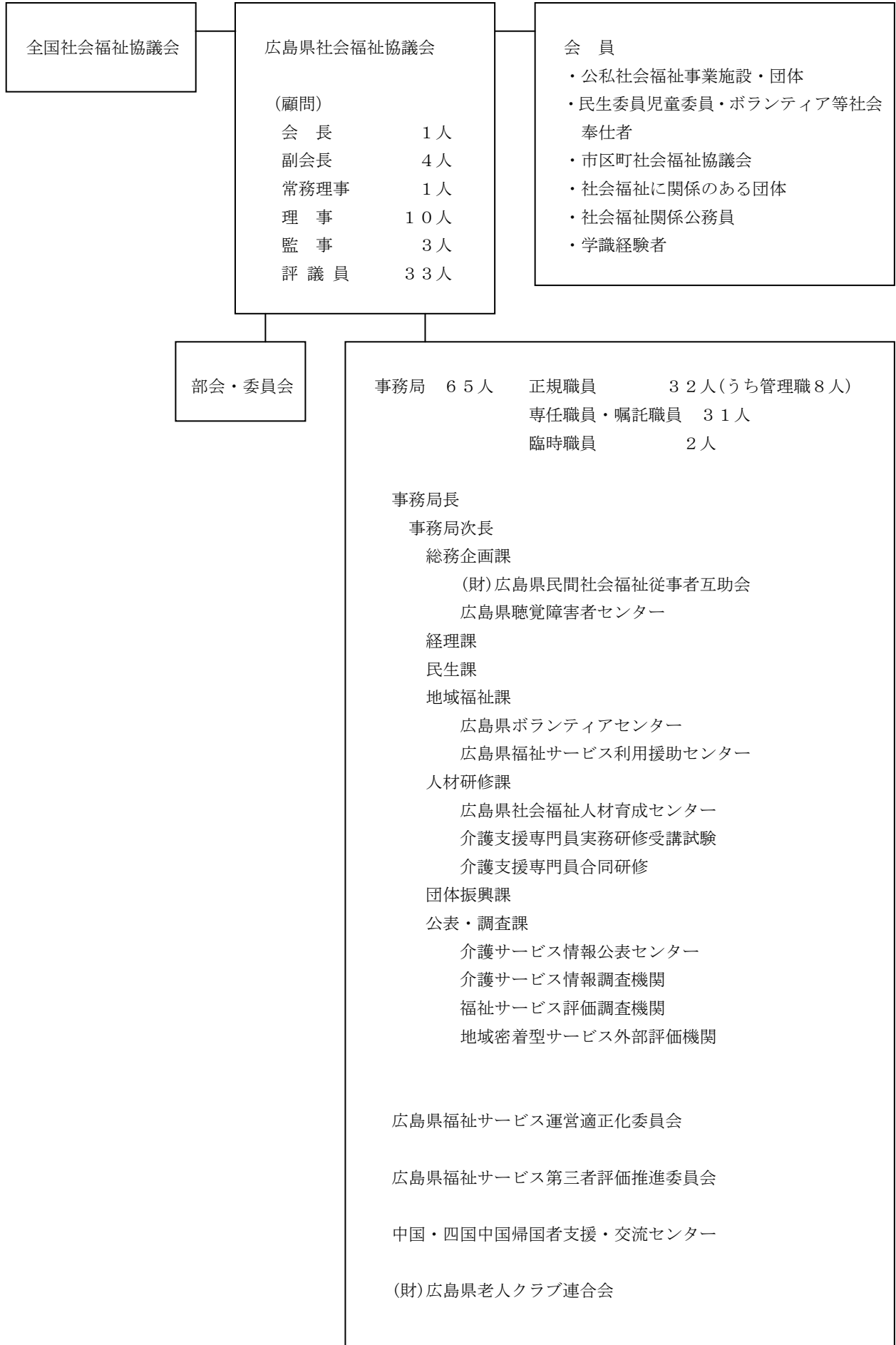
第36条（種別及び運営管理）

- (1) 広島県社会福祉会館の運営管理
- (2) 介護等体験受入調整事業
- (3) 介護支援専門員実務研修受講試験事業
- (4) 介護支援専門員研修事業
- (5) 福祉サービス評価調査事業
- (6) 認知症高齢者グループホーム外部評価調査事業
- (7) 介護サービス情報公表センターの業務の実施
- (8) 介護サービス情報調査機関の業務の実施

第39条（種別）

- (1) 広島県社会福祉会館の会議室等貸出事業

【組織図】（平成 23 年 4 月 1 日現在）



【広島県社協経営の基本的考え方】

[基本理念]

あなたに寄り添い よろこびをともに
～誰もが自分らしく暮らせる広島の福祉(まち)づくりをすすめます～

[基本目標]

お互いに支え合い安心して暮らせる地域づくり

[行動指針]

わたしたちは、法令に従い、社会的良識をもって行動します。

◆つなぐ

わたしたちは、関係機関・団体をはじめ、さまざまな組織や人の想いと力をつなぎます。

◆つくる

わたしたちは、福祉をささえる人や組織を育て、暮らしの助けになる活動やしくみを共につくり
ます。

◆つたえる

わたしたちは、県民や地域の声を国や県に伝えながら、福祉の動向や取り組みを発信します。

[県社協の機能と役割]

公益法人団体としての非営利による民間活動の展開を基本に、県域における地域福祉の総合的
推進役を担う。